

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 26 日（月） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 20 日）から付託された事件（議案 3 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 41 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 6 月 26 日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

熊 野 有志朗

綾城委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託された議案 3 件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第 3 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、議案第 3 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、提案説明のとおりでございまして補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、予算書 48 ページ、49 ページ、第 1 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、35 万円に関し、議会初日の市長の提案説明では第三者行為求償事務手数料について、当初予算計上額を上回る見込みとなったため、追加の予算を計上したとあります。参考資料には求償決定額は 1,097 万 2,129 円。求償事務受託手数料は 3.2%の 35 万 1,108 円とありますが、求償事務とはこういったものなのか、改めてその概要についてお尋ねいたします。

入野高齢福祉課長 求償事務につきましては、交通事故など第三者となる加害者の不法行為によって生じた保険給付について、保険者である市が立て替えた介護給付費について、損害賠償請求をするということになります。また、この事務については、介護保険法第 21 条第 3 項で、国民健康保険団体連合会に委託することができることされておりまして、今回の補正はその委託手数料となります。

ひさなが委員 損害賠償請求権に基づいて行われる第三者行為求償事務の法的根拠についてお尋ねいたします。

入野高齢福祉課長 介護保険法第 21 条第 1 項の「市町村は給付事由が第三者の行為によって生じた場合において保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」という規定に基づいての請求となります。

林委員 それでは、今、ひさなが委員の関連質疑になりますけれど、損害賠償請

求額を市町村が取得することを代位取得と言いますけれど、その範囲と成立要件についてお尋ねいたします。

河村高齢福祉課長補佐 代位取得の範囲につきましては、第三者の不法行為によって生じた損害のうち、保険給付された価額の限度になります。そのため介護サービス費等のうち、被保険者本人の自己負担額を控除した額についてのみ代位取得できます。また、成立要件につきましては、1つ目として、給付事由が第三者の行為によって生じたこと、2つ目が、当該事故に対してすでに保険給付を行ったこと、3つ目として、当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していることの3つが必要となります。

林委員 今の答弁にありましたけれども、この成立要件についてはまず給付事由が第三者の行為によって生じたことというふうにありましたけれども、この第三者行為求償事務を実施する際に、その前提となるのが事故の発見ということになりますけれども、求償対象事案をどういうふうに認識されているのかお尋ねして質疑を終わります。

河村高齢福祉課長補佐 求償対象事案の確認方法につきましては、平成28年4月1日から義務化されております、被保険者からの届出のほか、要介護認定申請時における聞き取りや主治医意見書特記事項の記載、医療保険者や消防署からの情報提供などにより確認しております。

中平委員 今の第1目「一般管理費」、一般管理費手数料、この手数料というのは何の手数料になるのでしょうか。お伺いいたします。

入野高齢福祉課長 先ほどの求償事務委託手数料のことになります。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第3号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数によって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第6号「長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 地域福祉課所管の議案第6号の条例改正につきましては、提案説明のとおりであり補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数によって、議案第6号は、原案のと

おり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 地域福祉課所管の議案第 7 号の条例改正につきましては、提案説明のとおりであり、補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数によって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 39 —

— 再開 09 : 39 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることに決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長に一任することに決定しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 09 : 41 —